

(ブ) …障がい者福祉プラン (サ) …サービス計画

課題の整理について (案)

No	分野	現状等	導き出される課題について	
1	就労	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正雇用促進法の施行による<u>職場における合理的配慮の提供</u> (H28. 4), 精神障がい者の障害者雇用率への算定 (H30. 4) 障害者総合支援法の3年後見直しによる「<u>職場定着支援</u>」の創設 (H30. 4) 「障害者雇用率」の改定 (0.3%の上昇※経過措置有り) (H30. 4) 障害者優先調達法の施行による官公需や企業等からの発注促進 (本市のH29 調達目標額: 9,200 千円以上) 平成29年11月にとちぎ技能五輪・アビリンピック2017が開催予定 福祉施設から<u>一般就労への移行者数71人</u> (H29 行政水準調査: 中核市5位) 就労継続支援事業所等における<u>平均工賃月額16,293円</u> (H29 行政水準調査: 中核市18位) <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一般就労者を輩出した就労移行支援事業所の割合」の達成率が58.3%でC評価(ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 一般就労を輩出した事業所が約半分しかないが、<u>移行者数そのものは増加</u>しており、<u>移行者を順調に輩出している事業所とそうでない事業所との差</u>が出ている。 「就労移行支援事業所の就労移行率」については、50.0%でA評価(サ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>移行率が3割以上の事業所数は5か所から4か所に減少</u>しているが、<u>移行者数そのものは増加</u>しており、<u>移行者を順調に輩出している事業所とそうでない事業所との差</u>が出ている。 「一般就労への移行」については、71人でA評価(サ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 福祉施設から一般就労への移行者数は、<u>順調に増加</u>しており、<u>中核市で5位</u>と高い状況であるため、引き続き、企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会の開催を行うなど、一般就労への移行を進めていく。 「就労継続支援事業所における平均工賃月額」の達成率が89.3%《16,293円(H27: 全国平均15,033円)》でB評価(ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 平均工賃月額については、<u>全国平均よりも高い状況</u>であるが、<u>中核市で18位</u>と高い方ではなく、今後も引き続き、工賃向上の支援や販路の拡大、生産活動における経営改善を支援していく。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場における<u>障がい者への理解が重要</u>である。 本人の信頼できる<u>ジョブコーチや専任の上司</u>を付けてほしい。 長いスパンでケアできる体制を作してほしい。 2, 3年かけて福祉的就労を経験してから就職するのも良い。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援で必要なことは、<u>職場における障がい者への理解が約3割</u>と最も多い。 日常生活や社会生活で困っていることについて、約1割が就労のことと回答 一般企業や自営業などで<u>給料を得て仕事している人が約3割</u>。そのうち3割以上がパート・アルバイト等の非常勤職員 今後増やしてほしいサービスについて、<u>約2割が就職につながるような支援</u>がほしいと回答 一般就労に必要なものは、施設・事業所と企業のつながり・情報交換が最も多い。(事業者) 	<p>①雇用の分野における差別解消に向けた職場における理解促進が必要</p> <p>②一般就労後の早期離職を防ぐため、職場定着の支援の充実が必要</p> <p>③一般就労を希望する人ができる限り一般就労できるよう支援の充実が必要</p> <p>④福祉的就労の場の工賃水準の向上のための支援の充実が必要</p>
2	社会参加	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年に<u>東京2020オリンピック・パラリンピック</u>が開催予定 平成34年に栃木県で<u>第22回全国障害者スポーツ大会</u>が開催予定 毎年、障がい者の文化芸術の理解啓発や発表の機会として、福祉の祭典やふれあい文化祭等を開催 <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合」がA評価であるが、現状値が65.4%(ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 約4割近くが日中活動をしていない理由は、<u>一人で外出することが難しいこと</u>や<u>交通手段が無いこと</u>など、<u>障がいを理由に気軽に活動や交流の場などに出ることが容易にできないこと</u>が要因と考えられる。 「ボランティア活用による社会参加活動の促進」がC評価(ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 幅広い世代の市民がボランティア活動に興味・関心をもち、活動に参加できる機会を増やすため、関係機関・団体との連携をさらに強化し、<u>ボランティア情報や活動の場の充実に努めていく</u>。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツする機会が増えれば良い。<u>参加できるイベントの周知</u>をしてもらえると良い。 成人の<u>余暇活動を行う場所</u>があると良い。 選手本人や観客のために、手話奉仕員も含めて<u>手話通訳者を増やす必要</u>がある。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活や社会生活で困っていることについて、約1割が趣味やいきがいのことと回答 今後増やしてほしいサービスについて、<u>約2割が日中における交流・憩いの場を充実</u>してほしいと回答 日中の主な過ごし方について、<u>3割以上が自宅</u>で過ごしていると回答 	<p>①日中活動を充実し豊かな生活ができるよう、スポーツ・文化芸術・交流機会等の充実が必要</p> <p>②社会参加活動などが容易にできるよう、外出・移動支援の充実が必要</p> <p>③ボランティア活用による社会参加活動の促進が必要</p>

3	相談支援	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から<u>地域生活支援拠点等</u>（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備が求められている。 ・全ての利用者に対して<u>サービス等利用計画等の提出が義務付け</u>られた。（H27） ・国において「<u>我が事・丸ごと</u>」の地域づくりとして、地域課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが求められている。 ・障がい者生活支援センター7か所で受け付けている相談件数は横ばい状態である。（H26：18,154件、H27：18,306件、H28：17,645件） ・障害者虐待防止法の施行（H24）（障がい者虐待防止センターの設置が義務化）。市内の虐待通報件数については、横ばい状況である。（H26：7件、H27：9件、H28：7件） ・障がい者施設での殺傷事件の発生（相模原市）（H28） ・<u>障がい福祉サービス事業所に対する傷害容疑に伴う捜査</u>（H29.9） <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>困っているときに相談できる人や場所を知っている障がい者の割合</u>」がA評価（プ） ⇒ 困っているときに相談できる場所を知っている人の割合は約9割と高いが、<u>大半が家族、親戚、知人</u>などで、敷居が高いためか<u>行政等に相談している人は少ない</u>傾向にある。 ・相談支援系サービスについては、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされ「<u>計画相談支援</u>」の利用者が増加しているが、障がい児通所支援の利用のための計画作成は、保護者が作成する<u>セルフプランが約7割</u>であり、児童については相談支援事業所による<u>計画作成やモニタリングが進んでいない状況</u>である。（サ） ・地域生活支援拠点等の機能の重要課題である基幹相談支援センターの対応強化のため、助言・指導を幅広く専門的に行える<u>障がい者相談支援専門指導員を配置</u>（サ） 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこの窓口で相談したら良いかわからない。ワンストップで意見を聴けると良い。 ・<u>よろず相談ができるような窓口</u>があると良い。 ・計画相談がライフステージに合わせた支援を受ける計画になっていない。 ・<u>相談員の質の向上</u>が重要である。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困ったことの相談相手は、<u>家族や親戚が約3割</u> ・今後増やしてほしいサービスについて、<u>4割以上が福祉に関する様々な相談機能を充実</u>してほしいと回答 ・事業所における<u>虐待防止対策については、約6割が「事業所内で虐待防止に係る研修・説明会の開催」</u>と回答（事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域移行を促進するため、より効果的な相談支援体制の検討が必要 ②当事者の支援の必要性に応じた計画相談となるよう、更なる専門性の向上が必要 ③障がい児の計画相談支援の拡大が必要 ④「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた総合的な相談体制の検討が必要 ⑤人権・尊厳が守られるよう虐待防止・サービス提供体制の充実が必要
4	障がい福祉サービス等	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の3年後見直しによる「<u>自立生活援助</u>」の創設やその他の項目の見直しが検討（H30.4） ・<u>障がい者手帳所持者</u>（H26：21,262人、H27：21722人、H28：22,195人）、<u>障がい福祉サービス利用者</u>（H26：3,343人、H27：3,576人、H28：3,709人）、平成27年1月に制定された難病法による対象疾患の拡大に伴い、<u>難病患者</u>（H26：2,928人、H27：3,197人、H28：3,609人）、が<u>年々増加傾向</u>にある。 ・<u>小児慢性特定疾病医療費受給者</u>（H26：438人、H27：454人、H28：535人）、<u>障がい児通所支援利用者</u>（H26：267人、H27：416人、H28：736人）も<u>年々増加傾向</u>にある。 ・<u>障がい福祉サービス給付費</u>については、国や他都市と同様に、<u>年々増加傾向</u>にある。（H26：約52億9千万円、H27：約58億5千万円、H28：約62億9千万円） ・<u>障がい児通所給付費</u>についても、国や他都市と同様に、<u>年々増加傾向</u>にある。（H26：約1億9千万円、H27：約4億円、H28：約7億1千万円）特に、<u>放課後等デイサービスの利用が事業所の増加</u>により、急激に増えている。（放課後等デイサービス事業所数H24：2事業所⇒H28：38事業所（5年間で約20倍）） ・本市の指定障がい福祉サービス事業所数については、224事業所（H28都市要覧：中核市19位） <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合</u>」がA評価で、現状値が87.5%（プ） ⇒ 障がい福祉サービス全体については約9割が満足しているが、「<u>短期入所</u>」、「<u>移動支援事業</u>」などそれぞれ<u>個別のサービスになると不満を感じている人が見受けられる</u>状況である。特に「<u>短期入所</u>」については、<u>土日に利用が集中し満床になってしまい利用が制限される</u>などの要因があると考えられる。 ・訪問系サービスについては、「居宅介護」の利用が最も多い。（サ） ・日中活動系サービスについては、「生活介護」、「就労継続支援B型」の利用が伸びている。（サ） ・居住系サービスについては、「<u>共同生活援助（グループホーム）</u>」の利用者数が<u>増加</u>している。（サ）（H29行政水準調査：中核市11位） ・障がい児サービスについて、「<u>児童発達支援</u>」及び「<u>放課後等デイサービス</u>」の指定事業所が急増し、利用環境が整ったことにより利用者が増加しているが、「<u>医療型児童発達支援</u>」は<u>利用見込みを割っている</u>。また、「保育所等訪問支援」は平成28年から市内に事業所が指定され、徐々に利用が増えている。（サ） 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所について<u>土日の利用者が多く利用できない</u>ため、増やしてほしい。稼働率だけを見ないでほしい。 ・同行援護が<u>相当前に予約しないと利用できない</u>。 ・自立に向かって使えるサービスがあれば良い。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>3割以上が不満</u>と答えたサービスは、「<u>短期入所</u>」、「<u>移動支援事業</u>」 ・<u>6割以上が利用ニーズが増えている</u>と答えたサービスは、「<u>短期入所</u>」、「<u>グループホーム</u>」、「<u>相談支援</u>」（事業者） ・今後増やしてほしいサービスについて、<u>約3割がホームヘルプやショートステイなどの在宅サービス</u>を充実してほしいと回答 	<ul style="list-style-type: none"> ①安定的な障がい福祉サービスの適切な提供が必要 ②利用者ニーズの高いサービス（短期入所等）の充実が必要 ③自立生活援助など、国の制度改正への適切な対応が必要

5	外出支援	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の3年後見直しの中で、<u>移動支援の見直し（通勤・通学の訓練）が検討</u> ・本市においてネットワーク型コンパクトシティの形成へ向けた検討 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行（H18.12） ・<u>移動支援事業費</u>については、<u>年々増加傾向</u>にある。（H26：4,577件：約1億3千万円，H27：5,032件：約1億4千万円，H28：5,366件：約1億6千万円）（H28決算額：中核市10位） ・重度タクシー料金助成については、横ばい状況である。（H26：6,356人：約9千9百万円，H27：6,521人：約9千9百万円，H28：6,552人：約9千9百万円） ・医療的ケア児の外出には、安全な移動のための仕様車，人工呼吸器等の器材の搭載，走行中の医療的ケアのための人材等が必要であり，<u>保護者1人での外出が困難</u>であることから，現在の移動支援方法では利用そのものできない場合がある。 <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」がC評価で，現状値が51.2%（プ） ・「外出・移動支援事業に関する事業の再構築」がB評価（検討中）（プ） <p>⇒ 約半数が外出支援サービスに満足していない理由は，<u>移動支援事業が通勤・通学等で利用できないなど利用制限がある</u>ことや，障がいの種別により<u>タクシー券が足りない</u>など，<u>本人や保護者の負担が大きい</u>ことなどが要因と考えられる。</p>	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援について，<u>学校や施設の送り迎えでも利用したい</u>。 ・常識的な範囲で利用時間を確保してほしい。 ・1対1の支援だけでなく<u>グループの支援</u>も良いのではないかと。 ・移動支援について，<u>利用者の3割以上が不満</u>を感じている。不満な理由については，<u>サービスの内容が限られている</u>が最も多い。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や社会生活で困っていることについて，<u>約3割が外出や移動手段</u>と回答 ・外出の目的は，6割以上が買い物となっている。また，外出で困ることは，<u>約3割が公共交通機関が少ない</u>と回答 	<p>①保護者の介護負担の軽減や利用者の自立を促進することができるよう，外出・移動支援の充実が必要</p> <p>②社会性を身に付けられるようにするなど，グループ支援型の検討が必要</p>
6	地域移行・親亡き後	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から<u>地域生活支援拠点等（相談，体験の機会・場，緊急時の受け入れ・対応，専門性，地域の体制づくり）の整備</u>が求められている。 ・65歳以上の人口割合が2015年で26.7%，<u>2060年時点では，約2.5人に1人</u>になる見込み。 ・国から<u>精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築</u>が求められている。 ・成年後見制度利用促進法の施行（H28） ・施設入所から<u>地域生活への移行者数4人</u>（H29行政水準調査：中核市24位） ・本市における<u>親亡き後の推計</u>については，現在約500人であるが，5年度には約800人，10年後には約1,200人と<u>年々増加していく状況</u>である。 <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」がA評価であるが，現状値が51.3%（プ） ⇒ 約半数が将来の生活について不安を感じている理由は，<u>現在の経済的な面，就労先が見つからない，今後介護者がいなくなったときに頼れる人がいない</u>など，<u>生活全般に渡って不安を抱えている</u>。 ・「成年後見制度を知っている障がい者の割合」がA評価であるが，現状値が52.8%（プ） ⇒ 約半数が成年後見制度を知らない理由は，制度の周知が不足していることや，内容を詳しく知らない人が多くいると考えられる。また，<u>仮に制度を知っていたとしても，制度そのものや成年後見人がどのような人になるのかなど，不信感をいだき制度利用を躊躇している人も多くいる</u>。 ・「現在の住まいに満足している障がい者の割合」がB評価であるが，現状値が59.5%（プ） ⇒ 約4割が現在の住まいに不満な理由は，施設に入所したいができなかったり，一人暮らしを希望してもそこまでの生活能力がなかったり，<u>受け皿となる住まいの場が不足</u>していることなどが要因と考えられる。 ・入所施設から<u>地域移行への移行者数がC評価（サ）</u> ⇒ 入所施設からの退所が入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており，移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっていることについては，<u>受け皿となる重度の障がい者を受け入れることができるグループホームなど住まいの場が不足</u>していることや<u>地域移行へ向けて体験ができる機会や場が少ない</u>ことなどが要因と考えられる。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>グループホームを増やしてほしい</u>。同一敷地内への建設など，規制緩和が必要である。 ・空き家を活用してグループホームを作してほしい。 ・慣れるためには，<u>訓練や体験をしてもらうことが重要</u>である。 ・成年後見制度について，<u>受け皿がないという問題</u>があるため，自治体の支援が必要である。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約6割が家族（父母，祖父母，兄弟，配偶者）が介護している。 ・<u>介護者の7割以上が女性で，年齢も60歳以上が4割を超えている</u>。 ・日常生活や社会生活で困っていることについて，<u>将来の生活のことが約5割と多い</u>。 ・今後増やしてほしいサービスについて，<u>約2割がグループホームなど住まいの場を増やしてほしい</u>と回答割と最も多い。 ・今後の生活について，<u>約2割が「一人で暮らしたい」，「グループホームで暮らしたい」と回答</u> ・必要な支援については，「必要な在宅サービスが適切に受けられること」が最も多い。 	<p>①地域生活への移行や親亡き後を見据えた住まいの場の充実をはじめとした地域生活支援体制の構築が必要</p> <p>②地域で自立した生活ができるよう訓練や体験の機会の場の提供が必要</p> <p>③人権が守られるよう成年後見制度の利用促進が必要</p>

7	療育・教育	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が自治体へ義務づけられた。 ・医療的ケア児が初めて法律に位置付けられる。 ・就学制度改正（「認定就学」制度の廃止⇒総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）、柔軟な転学など）（H25） ・近年、全国的に全児童生徒数が減少傾向にある中、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向（H26：3.33%）にあり、国においてインクルーシブ教育システムの構築を進めている。 ・障がい児保育を実施している保育園数／保育園数（%）が51.1%（H29行政水準調査：中核市32位）のほか、幼稚園、認定こども園等においても障がいを持つお子さんを受け入れている施設があり、市としても加配職員のための費用を助成している。 ・就学後においては、親の就労に伴い放課後を子どもの家などで過ごす児童の中に障がい児も受け入れおり、障がい児保育同様、加配職員のための費用を助成している。（H29 111名） ・医療的ケアが必要な児童のため、保育や学校の間へ看護職員等を派遣、あるいは雇用のための費用を助成している。（H29 保育園 3名、小学校 2名） ・保護者の負担が軽減できるため、事業所から自宅への送迎サービスが利用できる放課後等デイサービスの実績が伸びているが、全国的に一部不適切な事例（テレビを見せただけであったり、ゲームをさせているだけなど）がみられる。 ・就学前には教育センターにおいて就学相談を行い、就学先である学校へ個別支援の係る情報提供を行っている。 <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発達支援ネットワーク事業の充実」がA評価（ブ） ⇒ 乳幼児から就労にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、関係機関との連携推進を強化するため、引き続きネットワーク会議を実施していく。 ・「個別の支援計画を利用して特別支援教育を実施している学校の割合」がA評価（ブ） ・「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」がA評価（ブ） ⇒ 障がいのある児童生徒の就学先の学校生活への適応を図るために、教育センター職員が、就学後の適応状況の把握を行うとともに、必要に応じて、学校への指導助言や保護者との就学に関する再相談を実施していく。 ・障がい児の相談体制の充実を図り、子育てや子どもの発達に不安のある保護者の不安を解消するとともに、障がいの早期発見・早期療育が必要である。 ・人口呼吸器を装着し、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする重症児が増加する中、必要な療養や福祉サービスが受けにくいほか、継続する在宅生活により家族にかかる精神的・経済的負担も大きく、これまで、支援の狭間にあった重症児への手厚い支援が必要である。 ・国においても障がい児支援については、本人に対する支援に加え、保護者の子育てと就業とを両立させるための支援（ワークライフバランスの実現）が重要という指摘がなれており、より一層の保護者への支援という視点から障がい福祉施策の検討をしていく必要がある。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における母親に対する支援が必要である。 ・母親同士が気軽に話せる場所があると良い。 ・乳幼児健診を受けなかった人に手を差し伸べる必要がある。 ・医療的ケア児について、人工呼吸器をつけている子どもをどうするかの仕組みづくりが必要である。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増やしてほしいサービスについて、約1割が放課後や長期休業時などの預け先、医療的ケア児への支援の充実をしてほしいと回答している。また、約2割が日中における交流・憩いの場を充実してほしいと回答している。 ・支援に必要なことは、「障がいの早期発見、早期支援の充実」が最も多い。（事業者） 	<p>①安定的な障がい児サービスの適切な提供が必要</p> <p>②障がい児の相談体制の充実を図り、障がいの早期発見・早期療育が必要</p> <p>③医療的ケア児への対応が必要</p> <p>④介護者の負担の軽減を図るため、保護者への支援が必要</p> <p>⑤インクルーシブ教育の理念に基づく特別支援教育の更なる充実が必要</p>
8	保健・医療	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の死因の第1位はがん（全体の3割）で、3大死因（がん、心臓病、脳卒中）が約6割 ・国の「患者調査（H26）」では、全国で精神疾患患者が約400万人おり、年々増加傾向にある。本市においても精神保健福祉手帳所持者（H26：2,784人、H27：3,021人、H28：3,276人）や自立支援医療（精神通院医療）受給者（H26：5,414人、H27：5,598人、H28：5,598人）が年々増加傾向にある。 ・重度心身障がい者医療費については、年々増加傾向にある。（H26：179,928件：約9億1千万円、H27：188,981件：約9億5千万円、H28：195,837件：約9億8千万円） ・障害者総合支援法の施行により、制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに難病等が追加（H25） ・良質かつ適切な医療の確保等を図るとともに、持続可能な制度とするため、難病法が施行（H27.1）（現在の対象疾患330疾患）、児童福祉法改正（H27.1）において小児慢性特定疾病の対象疾患が拡大（現在の対象疾患722疾患） <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合」がA評価で、現状値が82.1%（ブ） ⇒ 医療やリハビリテーションに満足している割合は約8割と高く、引き続き、生活介護などの日中活動系サービスの提供や自立支援医療の適切な支給決定などを行っていく。 ・在宅医療を含む地域療養体制の確保がA評価 ⇒ 医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けるためには、在宅医療と在宅介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築が必要であることから、在宅患者の急変時に対応するための「24時間365日在宅医療提供体制」の構築や、医療・介護連携を支援するための「相談窓口」の運用に取り組んでいく。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度医療について、精神障がい者も対象にしてほしい。 ・リハビリテーションを充実してほしい。また訓練する人の養成をしてほしい。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中の主な過ごし方については、約1割がリハビリテーションや治療のために通院、身体機能維持・回復の訓練や生活が中心の施設に通っていると回答 ・日常生活や社会生活で困っていることについて、約2割が医療やリハビリのことと回答 	<p>①障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・早期対応、重症化予防の推進が必要</p> <p>③増加傾向にある心の病気の早期発見・早期対応が必要</p> <p>④対象疾患が拡大されている難病患者への支援が必要</p>

9	理解促進・ 環境整備	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法が施行され、<u>合理的配慮の提供について自治体は義務、民間企業は努力義務</u>とされている。(H28.4) ・栃木県で差別解消条例の制定 (H28.4) ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行 (H18.12) <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合」がB評価であるが、現状値が62.9% (ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 日常生活において社会的障壁を感じている人の割合が約6割もあり、学校生活、外出時など社会生活の様々な場面において、<u>何かしらの障壁を感じ、生きづらさを感じている。</u> ・「障がい者への理解促進」がB評価 (ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ マークの認知度は上昇しているが、目標には届いていないので、さらに伸ばしていく必要がある。あらゆる機会を通じてマークの周知、啓発を図るとともに、引き続き、<u>「こころのユニバーサルデザイン運動」を推進</u>していく。 ・発達支援ネットワーク会議を中心に発達障がいの理解啓発のパンフレットを作成し、保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、医療機関、企業等へ配布、さらに出前講座等においても講話とともにパンフレットを活用しており、今後も幅広い活動を継続していく。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 平成26年「乳幼児期編」、平成27年「学齢期編」、平成28年度「思春期・青年期編」を作成、保護者や支援者の理解と関わり方のポイントをわかりやすく記載している。さらに、「思春期・青年期編」は発達障がいを持つ本人にも理解でき、支援が受けやすくなるよう相談機関等を掲載した。 	<p>団体意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における通院への配慮など、目に見えない部分も合理的配慮だということを浸透させてほしい。 ・<u>学校での子どもの理解の環境づくり</u>をしてほしい。 ・全ての施設に<u>文字が流れるディスプレイを設置</u>してほしい。 ・古い建物は<u>バリアフリー化</u>がされていない。 <p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増やしてほしいサービスについて、約3割が障がい者の理解を深めたり、<u>健常者と障がい者の交流の場を充実</u>してほしいと回答 ・必要なことは、「市民や民間事業者に対して障害者差別解消法に関する周知・啓発を行う」が最も多い。(個人・事業者) 	<p>①障がい者差別の解消に向けた周囲の理解や配慮の促進が必要</p> <p>②子どもの頃から理解促進を図れる環境づくりが必要</p> <p>③障がいの特性に応じた情報提供の推進が必要</p> <p>④公共施設等のバリアフリーの推進が必要</p>
10	災害対策	<p>社会情勢等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による<u>甚大な被害の発生</u> (H23) ・災害対策基本法の一部改正により、要配慮者のうち、<u>避難等に特に支援を要する人の名簿の作成が義務化</u> (H25) ・関東・東北豪雨による<u>甚大な被害の発生</u> (H27) ・水防法等の一部改正により、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務化 (H29) <p>第4次プラン・第4期サービス計画の評価・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有率」がB評価で、現状値が77.7% (ブ) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 日頃からの声かけ・見守り活動や、災害発生時における要援護者の迅速かつ的確な避難誘導に向け、<u>各地域での支援班の設置や災害時要援護者台帳の整備を進める</u>とともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援について、関係機関と連携協力していく。 	<p>アンケート結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後増やしてほしいサービスについて、約3割が<u>緊急時の連絡手段や防災対策を充実</u>してほしいと回答 ・災害時に不安に思うことについて、<u>約5割の人が避難所で他の人と生活するのが難しい</u>と回答 ・日頃の備えについて、<u>約5割の人が特に対策を立てていない</u>と回答 	<p>①適切な避難ができるよう要援護者支援制度の更なる周知等が必要</p> <p>②安心した避難生活が送れるよう福祉避難所の充実が必要</p> <p>③適切な行動ができるよう防災意識の向上が必要</p>